

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年7月22日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年7月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス隼人中央店

霧島市隼人町見次1014番 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和4年1月26日

3 意見の概要

- (1) 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意すること。また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。
- (2) 景観法及び霧島市景観条例に規定する届出対象行為を行おうとする場合は、工事着手の30日前までに届出を提出すること。
- (3) 建築物の建築を目的として一定規模（3,000平方メートル）以上の土地造成等を行う場合は、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可が必要な場合があるため、県建築課と協議すること。
- (4) 屋外に広告物を設置、表示する場合は、県の屋外広告物条例に基づいた許可申請を行うこと。
- (5) 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外のため届出等は不要である。工事途中において遺跡・遺物等が出土した場合は、現状を変更することなく速やかに教育委員会に連絡すること。
- (6) 開発申請前に公共施設管理予定者（下水道工務課）との協議を行うこと。
- (7) 「国分・隼人地区内水浸水実績」を霧島市ホームページで確認すること。
- (8) 雨水の排水経路については、雨水時に周辺の状況を調査し、検討すること。
- (9) 施設を建築したことにより、周辺の状況が一変し、苦情が発生することがないように配慮すること。